

## ◇ 更正の嘆願を怠った税理士の責任

**Q** : 減額更正の嘆願を指導しなかったことが債務不履行にあたるとして納税者が顧問税理士を訴えていた裁判の判決があったようですが、その内容を教えてください。

**A** : 嘆願をすれば減額更正が受けられるかもしれないということを助言・指導しなかったことが顧問契約上の注意義務違反にあたるとして、税理士に損害賠償を命じる判断が下されました(平成14年6月12日前橋地裁)。

### 【解説】

この事案は、原告である会社が有価証券売却損を計上せずに申告し、その後、申告期限から5年を経過する直前に顧問税理士がその事実を知ったにもかかわらず、減額更正の嘆願書を提出するよう助言・指導しなかったというものです。

納税者は、申告書に記載した税額が過大だった場合、申告期限から1年以内であれば更正の請求をして税額の還付を受けることができますが、1年を超えると還付請求することができなくなります。しかし、申告期限から5年以内であれば、税務署長の職権で減額更正ができることから、相当の理由があると認められる場合には、税務署長に嘆願書を提出すれば減額更正してもらえることがあります。

判決では、嘆願書を提出すれば減額更正を受けられる可能性がある以上、嘆願書を提出するよう助言・指導することが顧問契約上の義務であるとして、税理士の損害賠償責任を認めています。

